

議案第70号

日野町社会教育委員に関する条例の一部改正について

日野町社会教育委員に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年12月12日提出

日野町長 景山 亨 弘

日野町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

日野町社会教育委員に関する条例(昭和45年日野町条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略 2及び3 略 4 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>第4条 <u>教育委員会は、委員が前条第4項の基準に該当しなくなったとき、又は特別な事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。</u></p>	<p>第3条 略 2及び3 略</p> <p>第4条 教育委員会は、特別な事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。</p>

附 則

この条例は平成26年4月1日から施行する。